

鴻巣市WEBページのリンク基準

1 趣旨

WEBでの情報発信におけるリンクのあり方について定める。また、この基準を鴻巣市WEBサイトトップページから容易にたどることのできるページに掲載し、参照できるようにする。

なお、ここでのリンクとは、利用者がクリックすることによって画面遷移する基本的なリンクのほか、画像表示やフレーム機能、スクリプト等により画面内の一部に埋め込み表示するための設定等も含むものとする。

2 他のサイトから鴻巣市のサイトへのリンクについて

(1) 原則

他のサイトから鴻巣市のサイトへのリンクは原則としてフリーとする。

なお、鴻巣市は、各ページの内容変更、移動等があっても、リンクを設定した管理者宛ての連絡は行わない。

(2) リンクの前提条件

リンク元の内容及び団体について、鴻巣市はいかなる責任も負わないものとする。またリンク元の内容はそのサイトの管理者等に帰属し、鴻巣市とは関係のないものとする。

(3) リンクの取り消し要求について

次のいずれかの項目に該当するサイトからリンクの設定等が明らかになった場合は、リンクの取り消しを要求する。また、アクセス拒否のための設定を行う場合がある。

ア 公序良俗に反するもの

イ 18歳以上を対象としたアダルトコンテンツを含むもの

ウ 犯罪行為に結びつくもの、または違法な内容を含むもの

エ 第三者の財産・プライバシーを侵害する内容、または第三者への誹謗中傷を含むもの

オ 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似するもの。公職選挙法に抵触する内容を含むもの

カ 不正アクセスやシステム停止を引き起こす内容を含むもの

キ フレームなどにより、本市のページがリンク元サイトの一部のように表示されてしまうもの

ク その他ネットワーク主管課が不適当であると判断したもの

(4) 画面等で入力が必要とするリンクページについて

検索サイトなどへこちらから登録する場合を除き、リンクのために入力行為を必要とするリンクページへの登録は行わない。

3 鴻巣市のサイトから他のサイトへのリンクについて

(1) 原則

鴻巣市のサイトから他のサイトへのリンクは、以下のリンクの条件を満たしていると各ページの承認者が判断し、秘書課長へ協議のうえ設定できるものとする。

また、他のサイトの管理者から相互リンクなどの希望を受けた場合も、そのサイトが以下の(2)及び(3)の条件を満たしていれば、リンクを設定できる。

ただし、リンク先のサイト内にリンクポリシーや利用規約等が掲載されている場合は、それを尊重すること。なお、リンクの設定については、特定の組織又は個人の利益となることがないように、公平性に配慮して行うものとする。

(2) リンク的前提条件

リンク先の団体及び内容等は、鴻巣市の管理下にはないため、それらについて市はいかなる責任も負わないものとする。また、リンク先のページについては、鴻巣市がその内容等を推薦するものではない。

なお、他のサイトへリンクを設定したページには、上記の内容と同等の趣旨を理解できるものを掲載する。

ただし、業務の提携等におけるリンクについてはこの限りではない。

(3) リンクの条件

リンクの条件は次のア～クのすべてを満たすものとする。

ア 下記(ア)～(エ)のいずれかに該当するもの

(ア) 鴻巣市に関連のある内容又は鴻巣市の行っている事業に関連のある内容を含むもの
(検索サービス、地域情報提供サービスを目的としたものを含む)

(イ) 公共の施設・サービスのサイト

(ウ) 国・他の地方公共団体のサイト

(エ) 利用者の利便性を向上させる外部サービスと連携するためのもの

イ 公序良俗に反しないもの

ウ 18歳以上を対象としたアダルトコンテンツを含まないもの

エ 犯罪行為に結びつくもの、又は違法な内容を含まないもの

オ 第三者の財産・プライバシーを侵害する内容、又は第三者への誹謗中傷を含まないもの

カ 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するものや公職選挙法に抵触する内容を含まないもの

キ 不正アクセスやシステム停止を引き起こす内容を含まないもの

ク 閲覧や基本的なサービス利用に利用料金を要求しないもの

(4) 広告の掲載

鴻巣市WEBサイトへの広告掲載（主にバナー広告）に関する事項は、「鴻巣市ホームページ広告掲載取扱要領」に準ずる。

(5) その他

リンク先のページは常に同じ状態が維持されるとは限らないため、リンク設定後は定期的にリンク先の確認を行うこと。さらに、移動・削除等されていることが判明した場合は、速やかにリンク先アドレスの修正等の対応を行うこと。

4 鴻巣市のサイトから鴻巣市のサイトへのリンクについて

鴻巣市のサイトから鴻巣市のサイトへのリンクについては、フリーとする。

ただし、リンク元とリンク先のページ承認者が、互いにリンク状況を認識している必要があるため、必ず相手側のページ承認者に連絡し、了承を得ること。

リンク先のページは常に同じ状態が維持されるとは限らないため、リンク設定後は定期的にリンク先の確認を行うこと。さらに、移動・削除等されていることが判明した場合は速やかにリンク先アドレスの修正等の対応を行うこと。

5 その他

リンクについては、その責任範囲などが判例等によって変更される可能性があるため、各種の情報を収集し、変更が必要な場合は迅速に対応するものとする。なお、この基準に定めのない事項については、秘書課で判断のうえ、決定するものとする。

附則

この基準は、平成25年4月22日から適用する。